**労働者代表の要件**

労働者代表の要件について、労基法施行規則6条の2および通達にて次のように定められています。

①　労基法41条2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと

②　法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であること

「投票、挙手等」の「等」の解釈については通達より「労働者の話合い、持ち回り決議等労働者の過半数が当該者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きが該当する」（平11.3.31基発169）

**労働者代表の選出方法**

労働者代表の選出方法については、労基法施行規則や通達により、次の2つの要件をいずれも満たすものとされています。

①　その者が労働者の過半数を代表して労使協定を締結することの適否について判断する機会が、当該事業場の労働者に与えられている（使用者の指名などその意向に沿って選出するようなものでない）こと

②　当該事業場の過半数の労働者がその候補者を支持していると認められる民主的な手続きがとられている（労働者の投票、挙手等の方法により選出される）こと

さらに、次に掲げる場合は、協定自体が無効になるとされています。

①　労働者を代表する者を使用者が一方的に指名している場合

②　親睦会の代表者が自動的に労働者代表となっている場合

③　一定の役職者が自動的に労働者代表となることとされている場合

④　一定の範囲の役職者が互選により労働者代表を選出している場合

＜三六協定締結時の限度基準＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　　間 | 一般の労働者の場合 | 対象期間が3ヵ月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者の場合 |
| 1週間 | 15時間 | 14時間 |
| 2週間 | 27時間 | 25時間 |
| 4週間 | 43時間 | 40時間 |
| 1ヵ月 | 45時間 | 42時間 |
| 2ヵ月 | 81時間 | 75時間 |
| 3ヵ月 | 120時間 | 110時間 |
| 1年間 | 360時間 | 320時間 |

平成　　年　　月　　　日

従業員各位

労働者代表の選任について

労働者代表選出発起人会

発起人代表　製造課　○○○○

先般、公募した下記の就業規則変更届、各種労使協定等の労働者代表に○○課○○さんが立候補されました。したがいまして、○○課○○さんが労働者代表になることを信任される方は、別紙に記入年月日および署名をお願い致します。

記

1.　対象となる書類名

①　就業規則変更届および意見書

②　時間外労働・休日労働に関する労使協定

③　1ヵ月単位の変形労働時間制に関する労使協定

④　○○○

2.　運用開始予定日

令和　　　年　　　月　　　日

3.　署名表

別紙

以上

私は、○○課○○さんを労働者代表とすることに賛成します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 署　名 | 記入年月日 | 署　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |